

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
第 1 条 (カード等の利用) (1) PayPay 銀行株式会社 (以下「当社」といいます。) の普通預金 (以下「預金」といいます。) について発行したキャッシュカード (以下「カード」といいます。) およびスマートフォン上でキャッシュカードに代わる機能を<u>当社アプリケーション</u> (以下「当社アプリ」といいます。) を通じて提供するサービス (以下「カードレス ATM」といいます。キャッシュカードとあわせて以下「カード等」といいます。) は、それぞれ次の場合 (カードレス ATM はウ) の場合を除く) に利用することができます。	第 1 条 (カード等の利用) (1) PayPay 銀行株式会社 (以下「当社」といいます。) の普通預金 (以下「預金」といいます。) について発行したキャッシュカード (以下「カード」といいます。) およびスマートフォン上でキャッシュカードに代わる機能を<u>当社または提携アプリ</u> (以下「アプリケーション」といいます。) を通じて提供するサービス (以下「カードレス ATM」といいます。キャッシュカードとあわせて以下「カード等」といいます。) は、それぞれ次の場合 (カードレス ATM はウ) の場合を除く) に利用することができます。
第 3 条 (入金機による預金の預け入れ) (1) 入金機を使用して預金に預け入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順にしたがって入金機にカードを挿入、または入金機および<u>当社アプリ</u>の画面表示等の操作手順にしたがってカードレス ATM を利用し、現金を投入して操作してください。	第 3 条 (入金機による預金の預け入れ) (1) 入金機を使用して預金に預け入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順にしたがって入金機にカードを挿入、または入金機および<u>アプリケーション</u>の画面表示等の操作手順にしたがってカードレス ATM を利用し、現金を投入して操作してください。
第 4 条 (出金機による預金の払い戻し) (1) 出金機を使用して預金を払い戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順にしたがって出金機にカードを挿入、または出金機および<u>当社アプリ</u>の画面表示等の操作手順にしたがってカードレス ATM を利用し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。	第 4 条 (出金機による預金の払い戻し) (1) 出金機を使用して預金を払い戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順にしたがって出金機にカードを挿入、または出金機および<u>アプリケーション</u>の画面表示等の操作手順にしたがってカードレス ATM を利用し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。

以上